

旭川市保健所長 様
小樽市保健所長 様
市立函館保健所長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

医師の宿直義務の例外規定の改正に係る取扱いについて

平成 30 年 3 月 23 日付け医政発 0322 第 13 号（以下「医政局長通知」という。）の運用については次のとおりとしたので、お知らせします。

つきましては、貴管内の郡市医師会及び各病院に対して周知いただくとともに、届出書の経由事務についてよろしくお願いいたします。

記

1 北海道知事が認める基準について

病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして北海道知事が認める基準は次のア～エのすべてを満たすものとする。

ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。

イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。

ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。

特別の事情があつて、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。

エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。

当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行わないこと。

2 基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合の取扱いについて

基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合、当該病院の管理者は別紙様式 1 によりあらかじめ病院所在地の保健所に届け出ることとし、届出事項に変更がある場合は、再度届出を行うこと。

3 受理した報告書のとりまとめについて

受理した届出は月ごとにとりまとめ、翌月の 20 日までに別紙様式 2 を添付し、当課あて送付すること。

4 届出後の確認について

定期の病院立入検査等の機会を通じて、適切に運用されているか確認を行うこと。

連絡先：

医務薬務グループ

電話 011-231-4111 ext. 25-352

FAX 011-232-4108